

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達の制定について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業の廃止による登録の失効)</p> <p>2-8 法第57条の2第10項第2号《適格請求書発行事業者の登録の失効》に規定する「適格請求書発行事業者が事業を廃止した場合」には、法第57条第1項第3号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があった場合のほか、法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》、第19条第3項《課税期間の特例の選択不適用》、第37条第5項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》、第42条第9項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》<u>又は第45条の2第2項《法人の確定申告書の提出期限の特例の取りやめ》</u>のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があった場合も含むことに留意する。</p> <p>(控除対象外仕入れに係る支払対価の額の意義)</p> <p>4-11 <u>控除対象外仕入れに係る支払対価の額</u>(令第75条第8項《控除対象外仕入れに係る調整計算》に規定する「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」をいう。以下4-11、4-13及び4-14において同じ。)とは、<u>適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額のうち、当該者から行った課税仕入れであることにより、法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用を受けないこととなるものに限られるのであるから、例えば、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額であっても、同条第7項括弧書《仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の保存》の規定により同項に規定する帳簿のみの保存によって同条第1項の規定の適用を受けることとなる課税仕入れに係る支払対価の額は、<u>控除対象外仕入れに係る支払対価の額に含まれないことに留意する。</u></u></p>	<p>(事業の廃止による登録の失効)</p> <p>2-8 法第57条の2第10項第2号《適格請求書発行事業者の登録の失効》に規定する「適格請求書発行事業者が事業を廃止した場合」には、法第57条第1項第3号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があった場合のほか、法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》、第19条第3項《課税期間の特例の選択不適用》、第37条第5項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》<u>又は第42条第9項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》</u>のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があった場合も含むことに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(取戻し対象特定収入の判定単位)</u></p> <p><u>4-12 令第75条第9項《取戻し対象特定収入の判定》に規定する取戻し対象特定収入(令第75条第8項《控除対象外仕入れに係る調整計算》に規定する「取戻し対象特定収入」をいう。以下4-14までにおいて同じ。)の判定は、課税仕入れ等に係る特定収入(令第75条第4項第1号イ《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する「課税仕入れ等に係る特定収入」をいう。以下4-14までにおいて同じ。)ごとに、その課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額を基礎として行うこととなる。</u></p> <p><u>したがって、補助金等の一部の返還があった場合においては、当該返還後の補助金等により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額を基礎として、同条第9項に基づく取戻し対象特定収入の判定を行うことに留意する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(借入金等の返済又は償還のための補助金等の取扱い)</u></p> <p><u>4-13 令第75条第1項第1号《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する借入金等(以下4-13において「借入金等」という。)の返済又は償還のための補助金等(課税仕入れ等に係る特定収入に該当するものに限る。以下4-13において同じ。)の交付を受けた場合の当該補助金等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額は、当該借入金等に係る事業を行った課税期間において当該借入金等により支出された適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額のうち当該補助金等により返済又は償還される部分の金額となる。</u></p> <p><u>また、この場合における同条第9項《取戻し対象特定収入の判定》に基づく取戻し対象特定収入の判定は、借入金等に係る事業を行った課税期間において当該借入金等により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額のうち補助金等により返済又は償還される部分の金額を基礎として</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>行うこととなる。</u></p> <p><u>なお、同条第 8 項《控除対象外仕入れに係る調整計算》に規定する取戻し対象特定収入のあった課税期間は、借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付された課税期間となることに留意する。</u></p> <p><u>(令第 75 条第 1 項第 6 号ロに規定する文書により控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにしている場合の適用関係)</u></p> <p><u>4-14 令第 75 条第 1 項第 6 号ロ《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する文書により控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにする場合の同条第 8 項及び第 9 項《控除対象外仕入れに係る調整計算及び取戻し対象特定収入の判定》の適用については、次による。</u></p> <p><u>(1) 取戻し対象特定収入の判定単位</u></p> <p><u>令第 75 条第 1 項第 6 号ロに規定する文書により用途を特定した課税仕入れ等に係る特定収入であっても、課税仕入れ等に係る特定収入ごとに同条第 9 項に基づく取戻し対象特定収入の判定を行う。</u></p> <p><u>ただし、その課税仕入れ等に係る特定収入が消費税法基本通達 16-2-2(2)ニに掲げる方法により用途を特定したものであって、控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額についても同様の方法により明らかにしている場合のように課税仕入れ等に係る特定収入ごとに同項に基づく取戻し対象特定収入の判定を行うことが困難な場合においては、当該課税仕入れ等に係る特定収入をまとめて、当該判定を行うこととして差し支えない。</u></p> <p><u>(注) 「用途を特定」とは、令第 75 条第 1 項第 6 号及び同条第 4 項に規定する「…のためにのみ使用することとされている…」に該当することとなる場合をいう。</u></p> <p><u>(2) 控除対象外仕入れに係る支払対価の額</u></p> <p><u>消費税法基本通達 16-2-2(2)ニに掲げる方法と同様の方法により、</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>課税期間における支出を基礎として按分計算を行うことで控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにする場合において、当該按分計算により算出した額を控除対象外仕入れに係る支払対価の額として、令第75条第8項及び第9項を適用することは差し支えない。</u></p> <p>(免税事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請に関する経過措置)</p> <p>5-1 28年改正法附則第44条第4項《適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置》の規定により、適格請求書発行事業者の登録開始日（同条第3項に規定する「登録開始日」をいう。）が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である適格請求書発行事業者の登録がされた場合には、当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、法第9条第1項本文《<u>小規模事業者に係る納税義務の免除</u>》の規定は適用されないものであるから、当該課税期間において免税事業者である事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合には、登録申請書のみを提出すればよく、課税事業者選択届出書の提出を要しないことに留意する。</p> <p>(注) 28年改正法附則第44条第4項の規定の適用を受け、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、当該登録を受けた課税期間の翌課税期間以後の課税期間についても法第9条第1項本文の規定の適用はないこととなる。</p> <p>なお、当該事業者（適格請求書発行事業者の登録を受けていないとすれば、同項本文の規定の適用がある事業者に限る。）は、<u>登録開始日の属する課税期間が令和5年10月1日を含む場合、法第57条の2第10項第1号《適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める場合の届出》に規定する適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出し、当該登録の取消しを受けることで、法第9条第1項本文の規定が適用されるが、登録開始日の属する課税期間が令和5年10</u></p>	<p>(免税事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請に関する経過措置)</p> <p>5-1 28年改正法附則第44条第4項《適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置》の規定により、適格請求書発行事業者の登録開始日（同条第3項に規定する「登録開始日」をいう。）が令和5年10月1日の属する課税期間中である適格請求書発行事業者の登録がされた場合には、当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、法第9条第1項本文の規定は適用されないものであるから、当該課税期間において免税事業者である事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合には、登録申請書のみを提出すればよく、課税事業者選択届出書の提出を要しないことに留意する。</p> <p>(注) 28年改正法附則第44条第4項の規定の適用を受け、令和5年10月1日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、当該課税期間の翌課税期間以後の課税期間についても法第9条第1項本文《<u>小規模事業者に係る納税義務の免除</u>》の規定の適用はないこととなる。</p> <p>なお、当該事業者（適格請求書発行事業者の登録を受けていないとすれば、同項本文の規定の適用がある事業者に限る。）は、法第57条の2第10項第1号《適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める場合の届出》に規定する適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出し、当該登録の取消しを受けることで、法第9条第1項本文の規定が適用される。</p>

改正後	改正前
<u>月1日を含まない場合、登録開始日の属する課税期間の翌課税期間から登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、同項本文の規定は適用されない。</u>	